

新とよはし173号

2025年1月19日
日本共産党豊橋市議団
鈴木みさ子・齋藤ひろむ・
中西みつえ
連絡先：0532-54-8215

市長が条例の再議を申し立て



12月26日にわずかの審議時間で強行可決された「議会の議決を得て締結した契約は、議会の議決がなければ解除できない」とする条例改正について、長坂市長から「再議」の申し立てが、1月14日にありました。

議会の権限を越え、法令に違反する

議会運営委員会に提出された申し立ての概要説明書では、地方自治法に基づき、本条例は「議会の権限を超えた事項について定めた議案の議決であり、また、法令に違反する」と結論付けています。

さらに、立法事案が存在しない（立法の必要性・合理性を裏付ける事実がない）ことも理由に挙げています。

これは、条例の改正がアリーナの契約解除を阻止を目的としているからに他ならず、あらためて、自民党・公明党・まちフォーラムの再議への態度が問われます。

臨時議会は1月29日に開催

再議では、当局（市長側）にのみ質問ができます。

日本共産党市議団は、全国にも例のない、前代未聞の条例の廃案のために、しっかりと地方自治法に基づく議論を行ないます。（中継もあり。）

市政報告会

豊橋市議会で何が起きているのか

長坂新市長が、公約に従って新アリーナ建設の中止に向けた動きを開始して以来、豊橋市議会が大きく揺れています。

12月議会と、1月以降の市議会の動き、その中での共産党市議団の取り組みなどを中心に報告します。

また、みなさんからのご質問、ご意見を伺いながら、今後の議会活動に活かしていきたいと考えています。ぜひご参加ください。

とき 1月25日(土) 10:00~12:00

ところ アイプラザ豊橋 202・203



鈴木みさ子



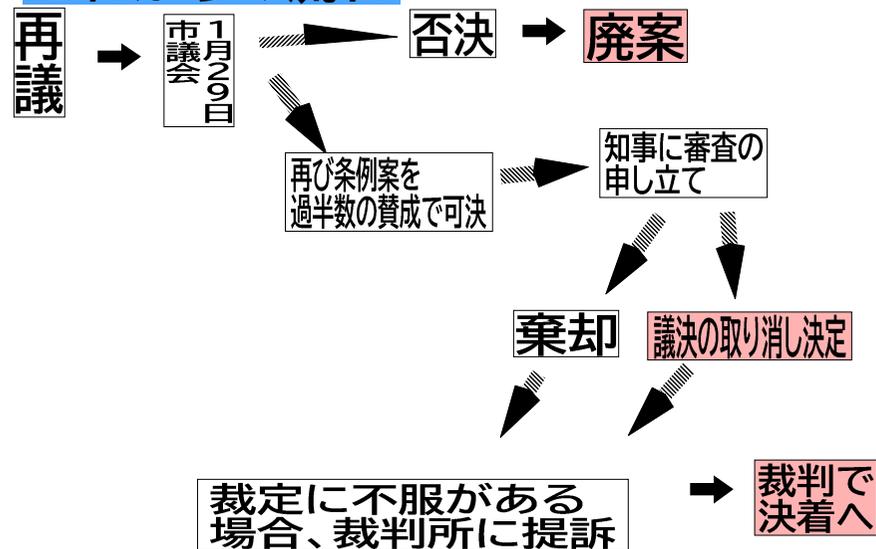
齋藤ひろむ



中西みつえ

主催：日本共産党豊橋市議団
0532-54-8215

これからの流れ



市議会4会派で「抗議声明」を發表しました（なお、「新とよはし号外1月号に「3会派」としたのは「4会派」の誤りです。お詫びして訂正します。）

議会多数派による12月議会最終日の暴挙に断固として抗議します（声明）

〈住民投票条例案の撤回について〉

11月10日の豊橋市長選挙において、豊橋公園への新アリーナ建設の契約解除を掲げて当選した長坂市長は、公約に従って事業者に対し、解除に向けた協議に入ることを事業者に通知しました。

これが議会軽視だとする自民党、公明党、まちフォーラムの各会派による市長批判で12月議会は紛糾、一方継続を求める請願の提出など、市民を分断しかねない事態となりました。この状況を打開するためには、住民投票で市民に事業の継続の賛否を問うのが最も有効な方法と考え、新しい豊橋・共産党市議団・みらい市民の各会派は12月19日の議会運営委員会に住民投票条例案を提出しました。同日、事業を推進する立場である自民党・公明党・まちフォーラムによる住民投票条例案の提出もあり、双方の条例案の一本化を図る調整時間を確保するためとして、12月26日まで6日間の会期延長が決められました。

よりよい条例をつくるため、2日間の日程を設け協議を重ねる中で、投票までの日数についても我々は100日という譲歩案なども提案しましたが、推進派の議員は、「これ以上の協議はできない」と一方的に打ち切り、結局2本の条例案の提出となりました。

26日の本会議最終日に、双方の条例案の質疑を行なっている途中で、自民党、公明党、まちフォーラムは、突如自らの条例案をわずか3時間で撤回、その直後、緊急動議により、「豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案」を提出するという、傍聴者からも「議会を愚弄している」という声も出る異常な事態を引き起こしました。

〈提案された条例改正案の重大な問題点〉

最終日になって十分な審議を見込めない状況で、重要な内容を含む条例案を提出してきたことは到底承服できるものではありません。わずか2時間余の審議の中でしたが、明らかになった条例改正案には重大な問題があります。

① 議会の権限と、市長の権限を定めた地方自治法に照らして、法令違反

の可能性が高いこと。

② 「緊急性」について、「契約」と解除を意図的に混同し、同じ説明を繰り返したが、全く説明になっておらず、結局新アリーナの契約解除を阻止するためという目的が浮き彫りとなったこと。

これらは、二元代表制のもとで、市長と議会がともに住民を代表し、均衡を保っていくという地方自治の原則を議会多数派は自ら否定し、議会の権限の強化をはかったことに他なりません。答弁の中で提案者側は「地方自治法の不備」と言い、そのあとで「法の抜け穴」と言い換え、自らの条例案の違法性をはからずも認めています。

〈市民の声で賛否を決める住民投票をすべきだった〉

過去2度にわたって否決された住民投票の実現を今度こそと期待した市民を裏切ったばかりか、議会が市長の「契約解除権」を制限できるとした議決は、「豊橋公園へのアリーナ建設反対」「事業の契約解除」の意思を市長選挙の結果で示した民意をも封殺したと言えます。市民への愚弄、民主主義の冒とくというほかありません。あらためて、「新アリーナ事業」に関して市民の声を広く聞くことが議会に問われています。

市政の主役は議会ではなく市民です。12月議会最終日の住民投票条例案の撤回、「豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案」をめぐる、自民党・公明党・まちフォーラムの対応は多数派の横暴であると言わざるを得ず、断固として抗議をするものです。

2024年12月30日

豊橋市議会

新しい豊橋

日本共産党豊橋市議団

みらい市民

豊橋維新の会